



愛媛県報

発行 愛媛県

平成18年9月12日火曜日 第1794号

◇ 目 次 ◇ 告 示

解除予定保安林にする旨の通知(2件).....	766
保安林予定森林.....	766
愛媛県漁業近代化資金利子補給規程の一部改正.....	766
漁業の許可又は起業の認可の申請期間.....	768
開発行為に関する工事の完了.....	768
道路の位置の指定.....	769

選挙管理委員会告示

愛媛県選挙公営実施規程の一部改正.....	769
政治活動に関する規程の一部改正.....	769
政治活動のために使用する事務所に係る立札及び看板の類の証票に関する規程の一部改正.....	769
愛媛県議会議員及び愛媛県知事の選挙における選挙運動用自動車の使用及び選挙運動用ポスターの作成の公営に関する規程の一部改正.....	769
政党助成法に基づく支部報告書等の閲覧に関する規程の一部改正.....	769
政治資金規正法に基づく収支報告書の閲覧に関する規程の一部改正.....	769
愛媛県選挙事務執行規程の一部改正.....	769

告 示

○愛媛県告示第1362号

次の保安林を解除予定保安林にする旨の通知を受けたから、森林法(昭和26年法律第249号)第30条の規定により告示する。

平成18年9月12日

愛媛県知事 加戸守行

- 1 解除予定保安林の所在場所
上浮穴郡久万高原町笠方1720の2、1722の4(以上2筆国有林)
- 2 保安林として指定された目的
水源のかん養
- 3 解除の理由
道路用地とするため

○愛媛県告示第1363号

次の保安林を解除予定保安林にする旨の通知を受けたから、森林法(昭和26年法律第249号)第30条の規定により告示する。

平成18年9月12日

愛媛県知事 加戸守行

- 1 解除予定保安林の所在場所
上浮穴郡久万高原町大成1048の2
- 2 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備

○愛媛県告示第1365号

愛媛県漁業近代化資金利子補給規程(昭和44年10月愛媛県告示第881号)の一部を次のように改正し、告示の日から施行する。

- 3 解除の理由
道路用地とするため

○愛媛県告示第1364号

次の森林を保安林予定森林にしたから、森林法(昭和26年法律第249号)第30条の2第1項の規定により告示する。

平成18年9月12日

愛媛県知事 加戸守行

- 1(1) 保安林予定森林の所在場所
南宇和郡愛南町緑丙110の1
- (2) 指定の目的
土砂の流出の防備
- (3) 指定施業要件
ア 立木の伐採の方法
(ア) 次の森林については、主伐は、択伐による。
緑丙110の1(次の図に示す部分に限る。)
(イ) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
(ウ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
(エ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
イ 立木の伐採の限度
次のとおりとする。
- 2(1) 保安林予定森林の所在場所
南宇和郡愛南町須ノ川520、552、554から559まで、565から567まで、875から878まで、880から896まで、898から902まで、904
- (2) 指定の目的
土砂の流出の防備
- (3) 指定施業要件
ア 立木の伐採の方法
(ア) 次の森林については、主伐は、択伐による。
須ノ川554・555・559・565(以上4筆について次の図に示す部分に限る。)、566
(イ) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
(ウ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
(エ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を愛媛県庁及び愛南町役場に備え置いて縦覧に供する。)

改正後の愛媛県漁業近代化資金利子補給規程の規定は、平成18年8月18日以降に利子補給承認される漁業近代化資金について適用し、同日前に利子補給承認された漁業近代化資金については、なお従前の例による。

平成18年9月12日

愛媛県知事 加 戸 守 行

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後						改 正 前					
(利子補給の対象となる漁業近代化資金の種類及び補給率)						(利子補給の対象となる漁業近代化資金の種類及び補給率)					
第2条 利子補給の対象となる漁業近代化資金の種類及び利子補給率は、次のとおりとする。						第2条 利子補給の対象となる漁業近代化資金の種類及び利子補給率は、次のとおりとする。					
漁業近代化資金の種類	利子補給率					漁業近代化資金の種類	利子補給率				
	法第2条第2項第1号から第4号までに掲げる融資機関が、同条第1項第1号から第5号まで及び第10号に掲げる者(漁業近代化資金融通法施行令(昭和44年政令第209号。以下「令」という。)第5条に規定する団体に限る。)に貸し付ける場合	法第2条第2項第5号に掲げる融資機関が、同条第1項第1号から第5号まで及び第10号に掲げる者(令第5条に規定する団体に限る。)に貸し付ける場合	法第2条第2項第1号に掲げる融資機関が、同条第1項第6号に掲げる者に貸し付けられる場合	法第2条第2項第2号及び第4号に掲げる融資機関が、同条第1項第6号に掲げる者(同条第5条に規定する団体を除く。)に貸し付ける場合	法第2条第2項第5号に掲げる融資機関が、同条第1項第6号に掲げる者(同条第5条に規定する団体を除く。)に貸し付ける場合		法第2条第2項第1号から第4号までに掲げる融資機関が、同条第1項第1号から第5号まで及び第10号に掲げる者(漁業近代化資金融通法施行令(昭和44年政令第209号。以下「令」という。)第5条に規定する団体に限る。)に貸し付ける場合	法第2条第2項第5号に掲げる融資機関が、同条第1項第1号から第5号まで及び第10号に掲げる者(令第5条に規定する団体に限る。)に貸し付ける場合	法第2条第2項第1号に掲げる融資機関が、同条第1項第6号に掲げる者に貸し付けられる場合	法第2条第2項第2号及び第4号に掲げる融資機関が、同条第1項第6号に掲げる者(同条第5条に規定する団体を除く。)に貸し付ける場合	法第2条第2項第5号に掲げる融資機関が、同条第1項第6号に掲げる者(同条第5条に規定する団体を除く。)に貸し付ける場合

1・2 省略					
3 漁船漁具保管修理施設、漁業用資材保管施設、漁船用油水供給施設、養殖池、蓄養池、水産種苗生産施設、養殖用作業舎、水産物処理施設、水産物保蔵施設、水産物加工施設、製氷冷凍施設、水産物等運搬施設、水産物販売施設又は漁業用通信施設の改良、造成又は取得に必要な資金（漁船の改造、建造若しくは取得に必要なもの又は次号若しくは第5号に掲げるものを除く。）	年1分2厘5毛	年1分5毛	年1分2厘5毛	年4厘	年4厘
4～6 省略					
7 漁村情報処理・通信施設（有線放送施設及び有線放送電話施設を含む。）、漁船船員臨時宿泊施設、漁業者研修施設、集会施設、託児施設、診療施設、水道施設、ガス供給施設、下水道施設、地域休養施設、漁村広場施設、漁村センター、生活安全保護施設、連絡道又は廃棄物処理施設の改良、造成又は取得に必要な資金			同上	年4厘	年4厘
8 省略					

1・2 省略					
3 漁船漁具保管修理施設、漁業用資材保管施設、漁船用油水供給施設、養殖池、蓄養池、水産種苗生産施設、養殖用作業舎、水産物処理施設、水産物保蔵施設、水産物加工施設、製氷冷凍施設、水産物等運搬施設、水産物販売施設又は漁業用通信施設の改良、造成又は取得に必要な資金（漁船の改造、建造若しくは取得に必要なもの又は次号若しくは第5号に掲げるものを除く。）	年1分2厘5毛	年1分5毛	年1分2厘5毛	年4厘5毛	年4厘5毛
4～6 省略					
7 漁村情報処理・通信施設（有線放送施設及び有線放送電話施設を含む。）、漁船船員臨時宿泊施設、漁業者研修施設、集会施設、託児施設、診療施設、水道施設、ガス供給施設、下水道施設、地域休養施設、漁村広場施設、漁村センター、生活安全保護施設、連絡道又は廃棄物処理施設の改良、造成又は取得に必要な資金			同上	年4厘5毛	年4厘5毛
8 省略					

○愛媛県告示第1366号

愛媛県漁業調整規則（昭和43年愛媛県規則第22号）第8条第2項（同規則第21条第3項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、宇和海を操業区域とする小型機船底びき網漁業の許可又は起業の認可を申請すべき期間を次のように定める。

平成18年 9月12日

愛媛県知事 加戸守行

許可又は起業の認可を申請すべき期間

平成18年 9月12日から 9月26日まで

○愛媛県告示第1367号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第1項に規定する開発行為に関する工事が次のとおり完了した。

平成18年 9月12日

愛媛県知事 加戸守行

検査済証の番号及び交付年月日	工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称	開発許可を受けた者の住所及び氏名
18松局建(開)第29号 平成18年8月31日	伊予郡松前町大字西高柳字中塚265番1	伊予郡松前町大字上高柳89番地5 兵 頭 澄 恵

○愛媛県告示第1368号

建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条第1項第5号の規定により、次のとおり道路の位置を指定する。

平成18年9月12日

愛媛県知事 加 戸 守 行

1 道路の位置

西予市宇和町下松葉124番及び124番地先里道

2 申請人の住所氏名

松山市大街道三丁目2番地33

有限会社愛媛マンシオン管理センター

代表取締役 赤松 睦夫

3 図面省略

選挙管理委員会告示

○愛媛県選挙管理委員会告示第28号

愛媛県選挙公営実施規程(昭和44年11月1日愛媛県選挙管理委員会告示)の一部を次のように改正する。

平成18年9月12日

愛媛県選挙管理委員会委員長 藤 山 薫

別記第5号様式の3及び第5号様式の5中「殿」を「様」に改める。

別記第5号様式の6中「候補者殿」を「候補者様」に、「貴殿」を「あなた」に改める。

別記第12号様式、第14号様式及び第16号様式中「殿」を「様」に改める。

○愛媛県選挙管理委員会告示第29号

政治活動に関する規程(昭和46年3月18日愛媛県選挙管理委員会告示)の一部を次のように改正する。

平成18年9月12日

愛媛県選挙管理委員会委員長 藤 山 薫

別記第5号様式、第6号様式及び第8号様式中「殿」を「様」に改める。

○愛媛県選挙管理委員会告示第30号

政治活動のために使用する事務所に係る立札及び看板の類の証票に関する規程(昭和56年5月愛媛県選挙管理委員会告示第27号)の一部を次のように改正する。

平成18年9月12日

愛媛県選挙管理委員会委員長 藤 山 薫

別記第3号様式及び第4号様式中「殿」を「様」に改める。

○愛媛県選挙管理委員会告示第31号

愛媛県議会議員及び愛媛県知事の選挙における選挙運動用自動車

の使用及び選挙運動用ポスターの作成の公営に関する規程(平成6年10月愛媛県選挙管理委員会告示第25号)の一部を次のように改正する。

平成18年9月12日

愛媛県選挙管理委員会委員長 藤 山 薫

別記第1号様式及び第2号様式中「殿」を「様」に改める。

別記第6号様式中「殿」を「様」に改め、同様式その1(別紙)その2(2)備考2中「少ないほうの」を「少ない方の」に改める。

○愛媛県選挙管理委員会告示第32号

政党助成法に基づく支部報告書等の閲覧に関する規程(平成8年9月愛媛県選挙管理委員会告示第24号)の一部を次のように改正する。

平成18年9月12日

愛媛県選挙管理委員会委員長 藤 山 薫

別記様式中「殿」を「様」に改める。

○愛媛県選挙管理委員会告示第33号

政治資金規正法に基づく収支報告書の閲覧に関する規程(平成8年9月愛媛県選挙管理委員会告示第25号)の一部を次のように改正する。

平成18年9月12日

愛媛県選挙管理委員会委員長 藤 山 薫

別記様式中「殿」を「様」に改める。

○愛媛県選挙管理委員会告示第34号

愛媛県選挙事務執行規程(平成12年3月愛媛県選挙管理委員会告示第26号)の一部を次のように改正する。

平成18年9月12日

愛媛県選挙管理委員会委員長 藤 山 薫

別記報告等様式の目次の表19の部投票調の項中「13条1項」を「14条1項」に、同表20の部投票結果速報の項中「13条3項」を「14条3項」に、同表22の部在外投票事務処理簿の項中「65条の19 2項」を「65条の19 1項」に、同表35の部当選人決定報告の項中「101の3条1項」を「101条の3 1項」に、同表36の部当選告知の項中「101の3条2項」を「101条の3 2項」に改める。

別記第6号様式中「殿」を「様」に改める。

別記第26号様式、第27号様式及び第36号様式中「貴殿」を「あなた」に改める。